

I プランの策定に当たって

1 プラン策定の背景

近年、少子化や核家族化の進行、女性の就労の増加や就労形態の多様化、都市化による子どもたちの遊びや体験の場の不足など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、地域の子育て機能・教育力の低下も指摘されるようになってきました。

このような状況の変化に対し、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携し、放課後などの子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策を推進するため、平成19年（2007年）4月に「放課後子どもプラン」を創設しました。

この総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」では、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業*1」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業*2」を、一体的あるいは連携して実施することとされており、各市町村に対して「放課後子どもプラン」の実施を図るための事業計画の策定に努めるよう求めています。

札幌市においては、平成16年（2004年）9月に策定した「さっぽろ子ども未来プラン（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）*3」において、子育て家庭を支援する仕組みづくりとして「放課後における児童の健全育成」を基本施策の一つとし、その推進を図ってきていますが、一般の社会情勢の変化にあわせ、計画を上回る施策を実施しています。

また、平成19年（2007年）12月策定の「第2次札幌新まちづくり計画*4」においても、未来を担う子どもが健やかに育つ環境を充実させるための事業の推進を図ることとしています。

このような背景を踏まえ、国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方に基づき、「さっぽろ子ども未来プラン」や「第2次札幌新まちづくり計画」にある関連施策や事業などについて、今後の札幌市における子どもたちの放課後などの居場所づくりの視点から体系化し、総合的な放課後対策を推進することを目的として、「札幌市放課後子どもプラン」を策定しました。

*1 放課後子ども教室推進事業：すべての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業

*2 放課後児童健全育成事業：共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業

*3 さっぽろ子ども未来プラン：次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するための計画

*4 第2次札幌新まちづくり計画：平成19年度からの施政方針を実現するために、重点的・優先的に実施すべき施策・事業を定めた計画

2 プランの期間

国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方（資料1参照）においては、小学校区ごとに平成21年度（2009年度）までの事業の実施計画を盛り込むこととされています。

一方、「さっぽろ子ども未来プラン」の前期計画は、平成21年度（2009年度）までを期間とした計画となっています。また、「第2次札幌新まちづくり計画」においては、重点課題の一つとして「未来を担う子どもが健やかに育つ環境の充実」を掲げ、平成22年度（2010年度）までの事業を計画しています。

これらの状況を勘案し、このプランでは、「第2次札幌新まちづくり計画」の計画終了年度である平成22年度（2010年度）にあわせ、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）までの3年間を計画期間とします。

3 プランの対象

このプランは、国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方や、「放課後子どもプラン」を構成する「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」（資料3参照）の趣旨を踏まえ、小学生が、小学校・児童会館・ミニ児童会館などで、放課後に継続して活動するための事業を主な対象とします。

